



# 熊本県公報

号外 第 7 号

平成 29 年 3 月 6 日(月)

(毎週 火・金発行)

## 目 次

### 条 例

- 熊本県地域医療再生基金条例の一部を改正する条例…………… (医療政策課) 1

## 本号で公布された条例のあらまし

◇熊本県地域医療再生基金条例の一部を改正する条例

- 1 熊本県地域医療再生基金の原資として国から交付された交付金を国に返還するために要する経費の財源に充てる場合は、この基金を処分することとした。(附則第 2 項関係)
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

## 条 例

熊本県地域医療再生基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 29 年 3 月 6 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

### 熊本県条例第 1 号

熊本県地域医療再生基金条例の一部を改正する条例  
熊本県地域医療再生基金条例（平成 21 年熊本県条例第 66 号）の一部を次のように改正する。

- 附則を附則第 1 項とし、附則に次の 1 項を加える。
- 2 知事は、当分の間、第 6 条の規定にかかわらず、基金の原資として国から交付された交付金を国に返還するために要する経費の財源に充てる場合は、予算の定めるところにより基金の一部を処分することができる。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。